

2026年6月12日

渋谷ヒカリエ8/運営事務局

8/COURT、8/CUBE 飲食の取扱いについて

8/COURT、8/CUBE は、飲食を伴うイベントの開催が可能です。実施にあたり、注意事項をご参照の上、ご計画前に8/運営事務局までご相談ください。

注意事項

① 会場内では、調理行為を行うことはできません。調理行為（注1）は、バックヤードのパントリーをご利用ください。パントリー内には、上下水道とコンセント2口（合計1,500Wまで）がございます。尚、パントリーは約1.5㎡の小さなスペースで、8階テナントの共用部です。長時間の占有はご遠慮ください。

注1「調理行為」について

- ・ケトルでお湯をわかす、ケータリングの盛り付けやトッピング作業は、調理行為になります。
- ・直火、蒸気が強く出るもの（例：炊飯）、匂いが強いものを温める（例：カレーを温める）、揚げ物は禁止です。
- ・お客様に飲み物を注いで提供する、カクテルを作ることも調理行為となります。

以下については、会場内で可能です。

- 自分で飲み物を注ぐ
- 社内懇親会で、社内のメンバー同士がグラスに注いで飲む
- パフォーマンスで注ぐ行為のみを行う

② 試飲試食の提供は、会場内で商品販売を行うことが条件で可能です（オンライン販売のみは不可）。試飲試食に限り、会場内で飲み物を注いでお客様にお渡しすることは可能です。

例 ・会場で販売するチョコレートを爪楊枝等に刺して、お客様へお渡しできます。

- ・チョコレートをカットする、クラッカーにジャムを付けるのは、会場内では禁止です。

③ 飲食を伴うイベント（テイクアウト、サンプリングを含む）では、会場内に適切な容量のごみ箱を設置してください。お客様が容易にゴミを捨てることのできる位置に設置し、定期的に回収・清掃を行い適切な管理を行ってください。

「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」（2026年4月施行）に準じたルールになります。会場内にごみ箱を設置せず、店頭スタッフ等によるごみの受取りだけでは条例違反となります。違反した場合、渋谷区より過料（5万円）と渋谷区ウェブサイトへ飲食料販売事業者の情報が掲載されます。

その他

- ・ 冷蔵設備、調理器具はございません。必要に応じてお持込みください。
- ・ 内容に応じて、パントリー横に作業台1台を無償でお貸出しすることが可能です。
- ・ 飲食及び調理行為で、フロア内に汚れや傷が発生した場合、清掃・補修費用をご請求いたします。
- ・ 8/運営事務局より、運営面の改善・中止要請を受けた場合には、速やかに指示に従ってください。

